

### 1. 造成に関する基準

- (1) 盛土、切土等の造成工事は、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定によること。
- (2) 盛土又は土の置換に用いる土質は、山土又は砂礫土とすること。
- (3) 造成工事に伴う擁壁は、現場打ちコンクリート擁壁等とすること。
- (4) 事業者は、開発区域内に緊急連絡場所を明記すること。
- (5) 民有地、公共・公益敷地の境界は、現場打ちコンクリート擁壁又は現場打ちコンクリート側溝等で明確にすること。
- (6) 造成した土地は、分譲するまで雑草が繁茂したり、ごみの不法投棄の場所とならぬよう十分に管理すること。  
また分譲後は、所有者に対してこのことを説明し了解を得ておくこと。

### 2. 公共施設の帰属に関する事項

- (1) 所有権移転登記にあたっては、その実測面積と公簿面積が合致するよう所定の手続きを行うこと。
- (2) 検査合格後、市への帰属手続きを行うこと。

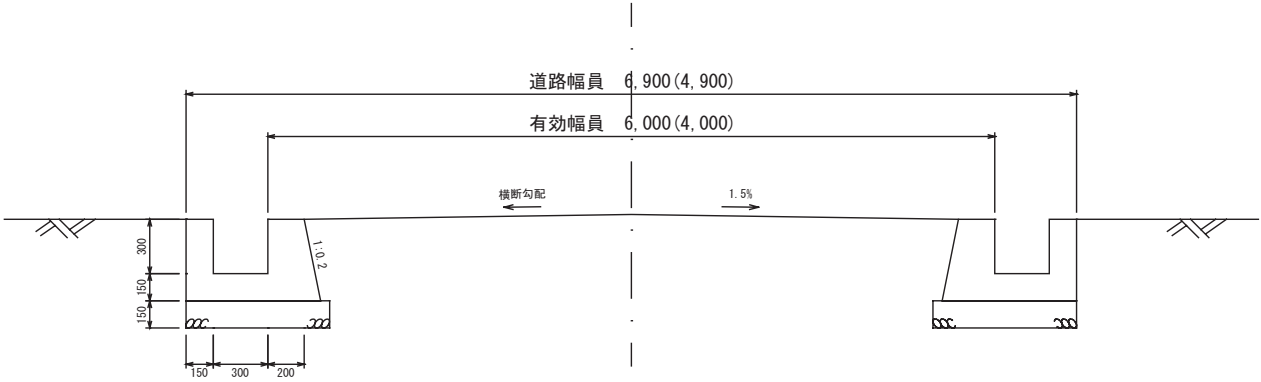
### 3. 道路築造基準

- (1) 宅地開発区域内に新設する道路は、次の表に定める数値以上の幅員とし、市に帰属する場合は、市長が別に定める基準による道路敷までとする。又、既存道路の後退整備についても同様とする。
- (2) 道路幅員の基準（有効幅員）

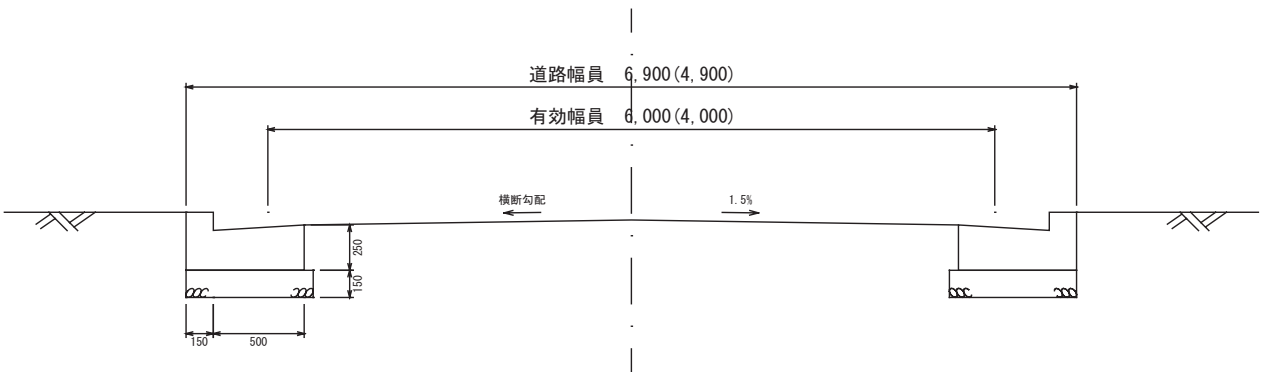
予定建築物の用途	道路幅員（有効幅員）	
住 宅	6 m 以上	小区間で通行上支障がない場合は 4 m 以上

# 標準断面図

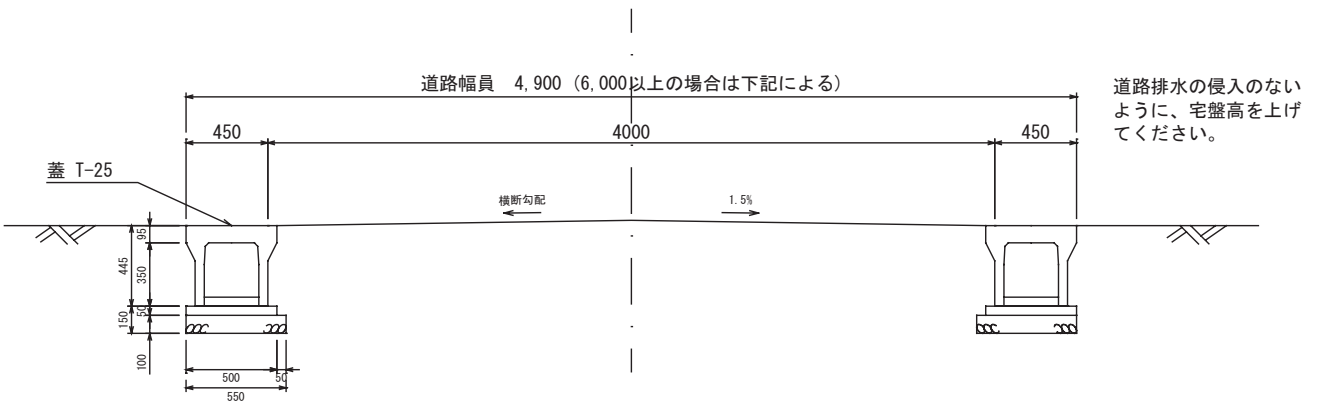
(イ) U型側溝の場合



(ロ) L型側溝の場合



(ハ) 可変側溝の場合



可変側溝の場合は、宅地側の境界から450mmを確保したところから、道路有効幅員とみなす。ただし、幅員が6m以上で、可変側溝がT-25（自動車走行用）以上の強度で設計され、車両通行上支障のない場合、宅地側の境界から道路有効幅員とみなす。長径間を施工する場合、閉塞対策として、適宜横断管を設置してください。原則4mに1箇所、グレーチングを設置してください。

## 備 考

1. 開発区域の規模形状、周辺土地利用態様等により、前掲の基準によることが著しく困難な場合であって、災害の防止上、通行の安全上支障がないと認められる場合に限り有効幅員 4 m 以上とする。
2. 道路の位置は、宅地開発の規模及び形状並びに予定建築物の用途及び状況を勘案して定めるものとし、かつ、市長が定める道路の整備計画に整合するものとする。
3. 道路の構造は、関係法令及び別に定める基準によらなければならない。
4. 「小区間で通行上支障がない場合」とは、下記の場合とする。
  - (1) 1 街区間の通行のみに供する場合
  - (2) 袋路状道路で延長 3 5 m 以内の場合
  - (3) その他特に支障がない場合
5. 地区計画制度により地区施設として整備する道路幅員については地区施設として定めた幅員とする。
6. 路肩にガードレール等を設置する場合は、ガードレール等の内側より有効幅員とする。
7. 道路の側溝等には、門柱等を設置してはならない。
8. 道路に電柱等を建立する場合は、有効幅員 4m 以上確保すること。
9. 整備する道路は、宅地開発区域周辺の道路形態を勘案して前掲表の基準以上の幅員を求める場合がある。
10. 歩行者の安全対策に十分配慮のうえ、必要に応じ協議すること。
11. 宅地開発区域が他市町にまたがる場合は別途他市町と協議する。

(3) 宅地開発区域に接続する道路は、次の表に定める値以上の幅員とする。

開発規模		接続道路の幅員
住	0.05ha以上0.3ha未満	4.0m(有効幅員)以上
	0.3ha 以上5.0ha未満	6.5m(有効幅員)以上
宅	5.0ha 以上 20ha未満	9.0m(有効幅員)以上
	20ha 以上	12.0m(有効幅員)以上

宅地開発区域の周辺の道路の状況により、やむを得ないと認める場合は、車両の通行に支障がない道路幅員とする。

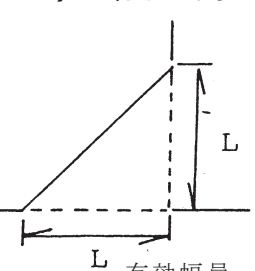
(4) 道路の歩車道別幅員の基準

道路幅員	歩道幅員	車道有効幅員	備 考
9 m	2.0m以上	6.0m 以上	状況により歩道を片側に設けることができる
1 2 m	2.0m～3.0m×2ヶ所	6.0m～9.0m	

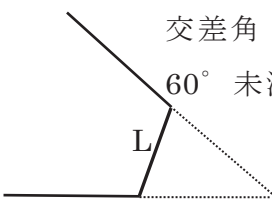
なお、12メートル以上の道路及び都市計画道路については、別途、市と協議すること。

(5) 道路交差部のすみ切り

同一平面で交差し、若しくは接続し又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が $120^\circ$  以上の場合は除く。）には次表に示す値以上のすみ切りを設けなければならない。なお、関係所管課が必要と認めた場合は、別途、協議すること。

道路有効幅員	4 m	6 m	9 m	12 m	16~18 m	L = すみ切りの長さ 
4 m	2	2	2			
6 m	2	3	3	3		
9 m	2	3	4	4	4	
12 m		3	4	6	7	
16~18 m			4	7	8	

又、道路の交差等による内角が止むを得ず $60^\circ$  未満となる場合は、剪除長さが次表に示す値のすみ切を設けなければならないものとする。

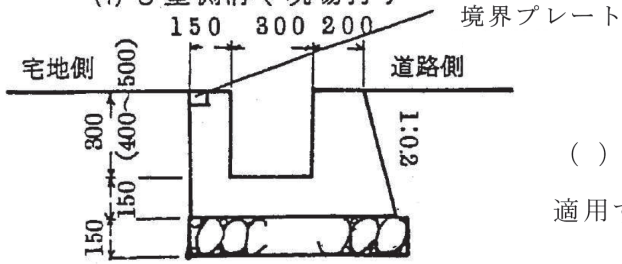
交差する道路の幅員		L	備 考
6m 以上	6m 以上	3m 以上	
6m 以上	6m 未満	2m 以上	
6m 未満	6m 未満	2m 以上	

交差角 30° 未満の場合は、別途、市長と協議すること。

(6) 側溝の構造

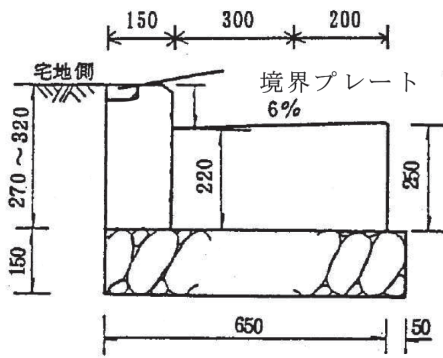
図示縮尺  $\frac{1}{30}$

(イ) U型側溝 (現場打)



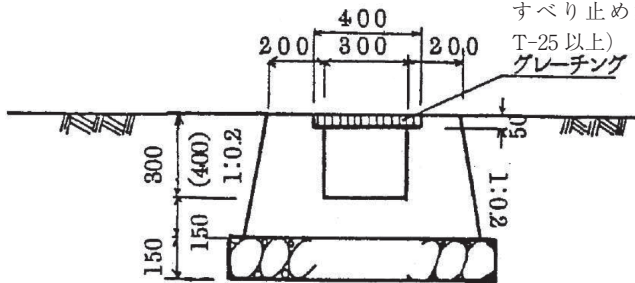
( ) 内数値は有効幅員 9m 以上の道路に適用する。

(ロ) L型側溝 (現場打)



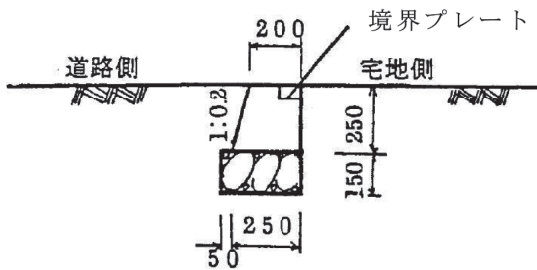
(ハ) 横断側溝 (現場打)

(ボルト固定式・すべり止め型・T-25以上)



( ) 内数値は有効幅員 9m 以上の道路に適用する。

(7) 舗装止の構造 (現場打)



- (8) 主要幹線の交差点周辺は局部的に幅員を拡大すること。
- (9) 道路の縦断勾配は全て7パーセント以下とする。ただし、地形等特別の理由がある場合は、市と協議すること。
- (10) 横断勾配は片勾配を附する場合を除き、1.5パーセント以上、2.0パーセント以下とする。
- (11) アスファルト舗装の構成及び設計施工については次の各号によるものとする。
- (イ) 舗装の設計、品質管理、施工等については、日本道路協会発行のアスファルト舗装要綱に準拠するものとする。
- (ロ) 舗装の設計にあたっては、次表に基づいて舗装断面を決定する。

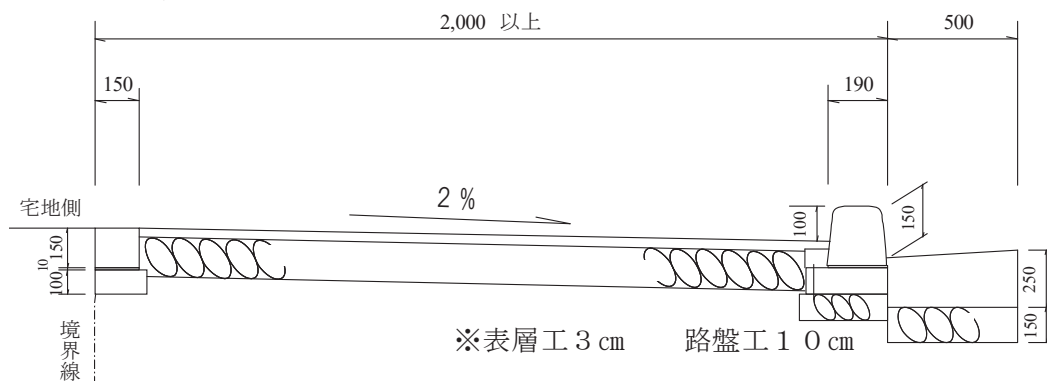
道路巾員	舗装基準構造	備考
4.0m以上 ～ 6.0m未満		AC：密粒度アスファルトコンクリート又は再生密粒度アスファルトコンクリート
		BB：粗粒度アスファルトコンクリート又は再生粗粒度アスファルトコンクリート
6.0m以上 ～ 12.0m未満		CCr：セメント処理碎石路盤
		M25：粒度調整碎石又は再生粒度調整碎石
12.0m以上 ～ 13.0m未満		C40：クラッシュラン又は再生クラッシュラン
13.0m以上	市と別途協議のこと	

(但し、上表は現場CBR3%以上の場合とし必要に応じて現場CBR試験を行うものとする)

- ・現場CBRが2%の軟弱な路床については、地盤改良（厚さ50cm）又は路床の一部として遮断層を設けるものとする。

(ハ) 既設舗装の復旧方法については、別途市と協議すること。

(12) 歩道舗装は次図によるものとする。



○路面排水のため計算により決まる間隔で歩車道境界石として、穴あきブロックを設置すること。

○車輛進入口等による歩道切下げについては利用条件により異なるため担当課と十分協議し構造を決めなければならない。

(13) 歩道等の切下げ

(a) 車道の巻き込み部における歩道切下げ

(イ) すりつけ勾配は、車いす等が支障なく通れる勾配を基準とし5パーセント以下とする。

(ロ) 水平区間は、すりつけ区間と段差の間に1.5m程度を設けること。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(ハ) 車道との段差は5cm以下を標準とする。横断歩道に接続する歩道の部分については、視覚障がい者及び車いす使用者等の安全な通行を考慮して、縁端高さ0cmから背面高さ2cmを標準とするほか、縁石に溝を設けること等で視覚障がい者が車道等との境界を識別するための措置を講ずること。構造については、別途市と協議すること。

(ニ) 構造については「道路構造物道路附属施設の標準設計（構造図、材料計算書等）-大阪府」に準拠すること。

(b) 車両乗り入れ部設置に伴う歩道切下げ

(イ) 水平区間は、車いす等が支障なく通れる幅員を確保すること。

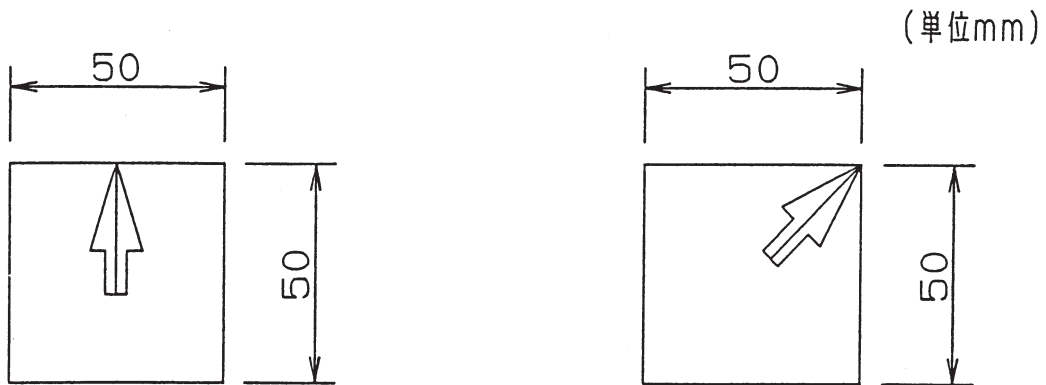
(ロ) 歩道切下げ幅は原則4m以下とし、2箇所以上の切下げを連続させないことを原則とする。また、歩道への車両侵入が懸念される箇所については、バリケード等の設置を検討すること。

(ハ) 構造については道路構造物道路附属施設の標準設計（構造図、材料計算書等）-大阪府に準拠すること。また、当基準によりがたい場合は、別途市と協議すること。



(14) 境界表示

区境界は、原則として連続したコンクリート構造物で明確にし、要所には、  
下図の境界プレートを用意し、公共用地側に設置すること。



使用する境界杭の形状は、別途市と協議するものとする。

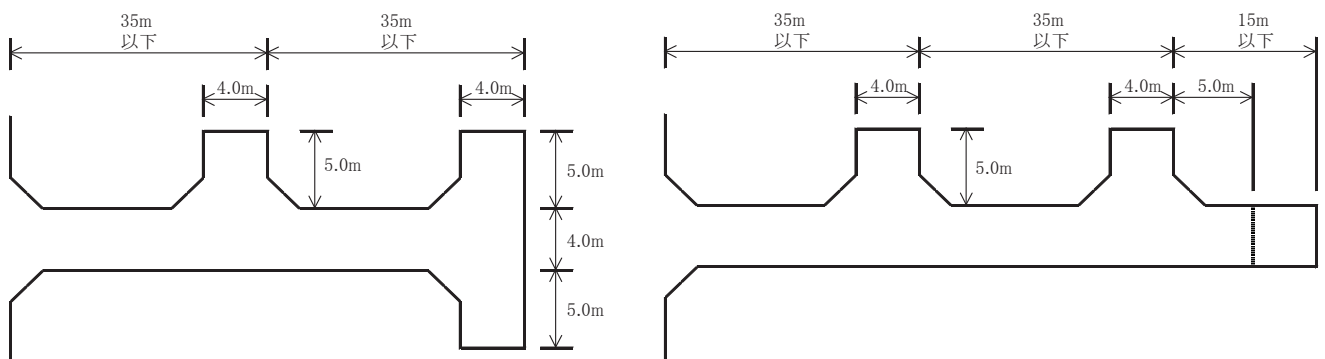
(15) バス停車帯

安全かつ円滑な交通を確保し、あわせて道路の利便を増進する為必要がある  
場合は、バス停車帯を設けるものとする。

尚、設計基準は道路構造令によるものとする。

(16) 袋路状道路

延長35mを越える袋路状道路においては、35m以内毎に次図を標準として  
回転帯を設置するものとする。なお、関係所管課が必要と認めた場合は、別途、  
協議すること。



(数値は有効幅員)

#### (17) 防護柵

交通安全の確保をするため、周辺の状況を勘案の上、以下の場合等で設置する。

- (イ) 道路面と路外との落差が 1m 以上ある箇所
- (ロ) 道路が池、河川、水路、鉄道等に近接している箇所
- (ハ) 交差点、曲線部、急勾配等の危険な箇所
- (ニ) 歩行者の安全確保、車両の転落防止等のために必要と認められる箇所
- (ホ) 防護柵の構造設置については、防護柵設置基準・同解説（日本道路協会）によるものとする。

#### (18) 防護施設

落石、崩土等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与える恐れのある箇所には、適切な法面保護工を行い、擁壁その他落石防止網を設置するものとする。

#### (19) 街路灯施設

主要道路又は交差点等の安全を確保するため、以下の基準に基づき設置する。

- (イ) 幹線道路、補助幹線街路等の道路は、必要に応じ連続照明とする。
- (ロ) 交差点、横断歩道、橋梁、曲線部、公共施設付近等の局部照明は市長の指示に従う。
- (ハ) 連続照明の種類は全て LED とし、その照度は水銀灯 250 ワット相当以上とする。

#### (20) 区画線及び路面標示

安全で円滑な交通を確保するため必要と認められる以下の場合等で設置する。

- (イ) 有効幅員 6m 以上の道路は、市長の指示に従い区画線を設置する。
- (ロ) 優先順位が不明確又は見通しの悪さ等により、事故のおそれがある交差点には、交差点標示を設置する。
- (ハ) その他、特に必要と認められる道路には、市長の指示に従い区画線及び路面表示を設置する。

(21) 道路反射鏡

他の車両又は歩行者の安全を確認するために必要と認められる以下の場合等で設置する。

見通しの悪い交差点又は曲線部で市長の指示する場所に設置する。

(22) 防犯施設に関する基準

防犯施設は以下の基準に基づき設置しなければならない。

- (イ) 事業者は、原則として宅地開発区域内の全ての電柱(電柱添架式でない場合も可)に LED 防犯灯を設置するものとする。ただし、電柱が無い場合は事業者が防犯灯を設置するためのポール等を設置しなければならない。
- (ロ) 開発区域と近隣の住宅地が離れている場合は、事業者は、開発区域と近隣の住宅地を結ぶ人が通る主要通路において、LED 防犯灯を設置しなければならない。
- (ハ) LED 防犯灯は原則として地元自治会が維持管理することとする。但し、地元自治会がない場合は、自治会組織が設立されるまでの間、当該事業者が維持管理するものとする。
- (ニ) 市長と協議し、必要がない場合はこの限りでない。